

### 勤務時間等について

勤務時間は、原則、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです(休憩時間は正午から午後1時までの1時間です)。休日は、土曜日、日曜日、祝日そして年末年始(12月29日から1月3日まで)です。

### 給料及び手当について

給料は職種ごとの給料表を基に、条例に基づいて支給されます。なお、初任給については基準があり、学歴や職歴などを考慮して調整されます。

手当については、期末手当・勤勉手当(毎年6月と12月の年2回支給)が支給されます(民間企業のボーナスにあたります)。また、支給要件を満たした場合には、通勤手当、扶養手当、住居手当等が支給されます。勤務時間以外や休日に勤務した場合は、時間外勤務手当や休日勤務手当が支給されます。

### 休暇等について

- 年次有給休暇：1月から12月まで20日(新規採用職員は15日)が付与されます。
- 結婚休暇(結婚に係る休暇)：結婚の日の後6月を経過する日までに、連続する勤務日で5日の範囲内で認められます。
- 産前・産後休暇(産前と産後に係る休暇)：出産予定日前の6週間、出産後の10週間、合計で最大16週間取得できます。  
※そのほかにも妻の出産に係る特別休暇や男性職員の育児参加のため休暇、子の看護休暇、忌引休暇(忌引きに係る休暇)など様々な休暇があります。

### 福利厚生について

- ① 福利事業：ボウリングやフットサル等のレクリエーション事業
- ② 厚生事業：保健事業として、人間・脳ドックの受診助成等  
保養事業として、宿泊助成、親睦会行事助成等  
教養事業として、鑑賞助成等
- ③ 貸付事業：厚生会貸付として、上限100万円の貸付を受けられます。

### 研修等について

- 新採職員研修：採用されて最初に受講する研修です。市職員としての基礎知識や社会人としてのビジネスマナー等を学びます。なお、春と秋の2回行います。
- 主事、主任、係長、課長補佐、管理職向けの階層別研修：役職毎に必要とされるスキル等の習得を図ります。
- 研修専門機関への長期派遣研修：高度な知識や政策形成能力を取得するため、自治大学校等の研修専門機関へ長期派遣を行います。
- 国や県への派遣研修：平成31年4月から経済産業省へ、平成28年度から山形県へ、職員を各1名ずつ派遣しています(各任期は2年)。
- 新採職員サポート制度：先輩職員が新採職員の悩みや疑問を一緒に考え、互いに成長するための制度です。

(令和2年4月1日時点)

### 人事関係についてのお問い合わせ先

米沢市総務部総務課人事研修担当

TEL 0238-22-5111(内線:2107,2108,2109) E-mail: soumu-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

行政のプロ  
高い意識



TEAM NEXT  
YONEZAWA

米沢  
ブランド  
コンセプト

挑戦と  
創造

米沢の未来は、  
米沢を愛する  
ものにしか  
つくれない。

積極的に  
まちづくり

自ら  
創造する

ひとが輝き創造し続ける学園都市

米沢





## 米沢市が取り組んでいる《まちづくり》(一部抜粋)

- 1 健康長寿推進プロジェクト**  
【健康長寿日本一】を目指して、家庭・地域・医療機関・企業・地元大学など様々な団体と連携しながら市民の健康寿命の延伸を図ります。
- 2 米沢ブランド戦略事業**  
「挑戦と創造」のブランドコンセプトの下、市内産品やサービスに更に磨きをかけ、統一ルールに則ったブランド認証を進め、本市自体のブランド化を推進します。また、市内生産者等を巻き込み、米沢ブランドの新たな商品開発・販路展開を推進する核として、地域商社の取り組みを行うNPO法人を支援します。
- 3 定住自立圏構想推進事業**  
総務省が推進する「定住自立圏構想」に基づき、置賜地域全体で必要な生活機能を確保することで、本圏域における人口定住を図ります。

「米沢市まちづくり総合計画」より

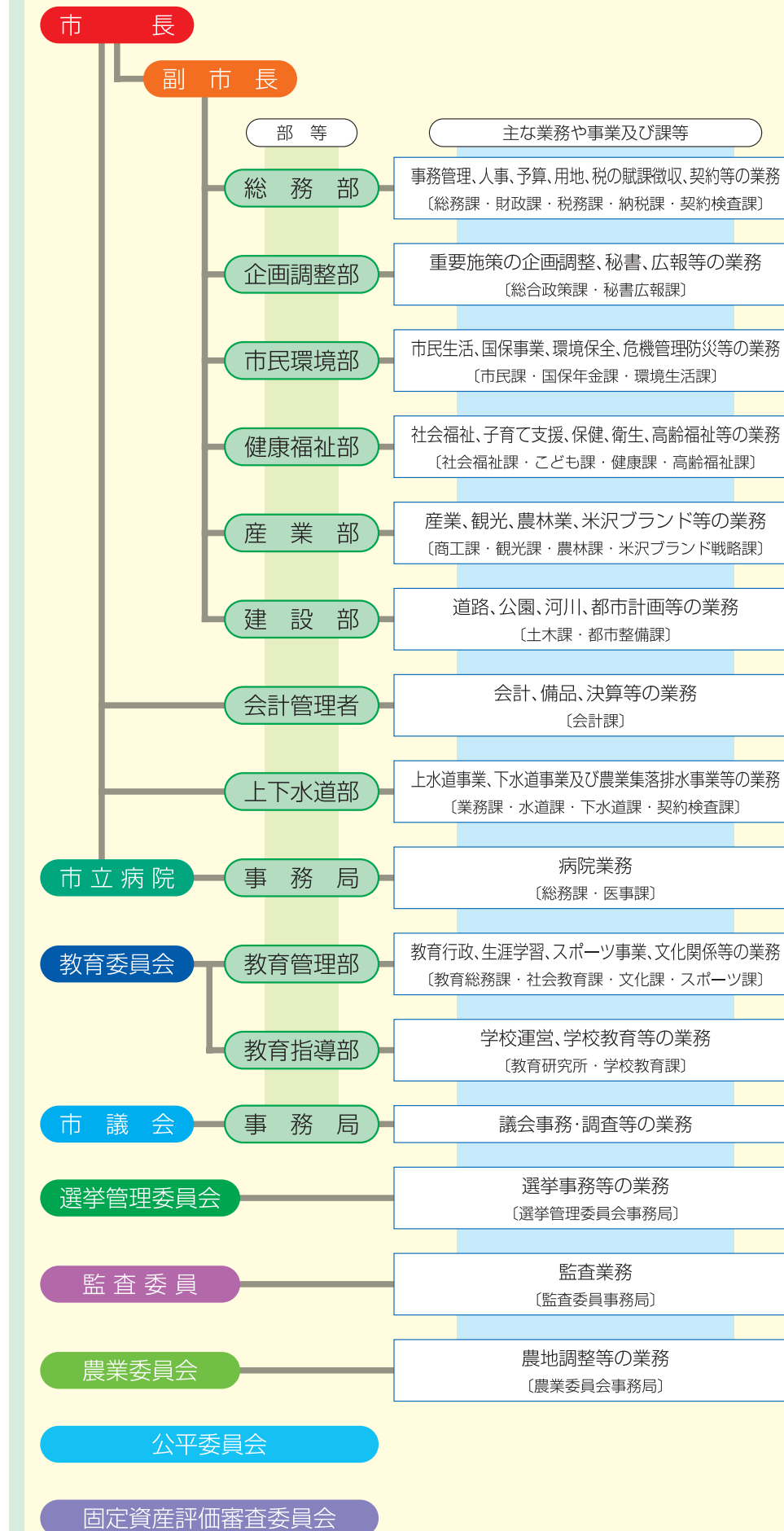


## 求められる3つの職員像

- 1 行政のプロとして、高い意識と能力を持つ職員**  
「市民の幸せをストレートに実現できる」仕事に、誇りと使命感を持ち、行政に必要な専門知識や能力の習得に積極的に努める職員
- 2 市民とともに積極的にまちづくりを推進する職員**  
自らの業務の枠にとどまらず、市民目線で市民と協働する職員
- 3 自ら進んで考え、行動し、創造する職員**  
時代の変化を受け止め柔軟に対応するため、今何が求められているのか、自ら考え、学び、行動する職員。また、そこで新たな価値を創造できる職員

「米沢市人材育成基本方針」より

## 米沢市の組織



※組織や事業・業務については、令和2年4月1日時点のもの